

応募者が入社後、明らかに応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合、支払ったサービス手数料の内、下記の金額を返還。

尚、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 整理解雇等会社都合による普通解雇
- ② 退職勧奨による退職
- ③ 雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合
- ④ 応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると、フロム・エー・ジャパンが合理的理由に基づき判断した場合
- ⑤ 破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由による退職
- ⑥ 応募者のポジションの廃止または変更等に起因する退職

返還条件	(1) 入社日から30日未満の場合 …… 成果報酬の 80% 相当額
	(2) 入社日から60日未満の場合 …… 成果報酬の 50% 相当額
	(3) 入社日から90日未満の場合 …… 成果報酬の 20% 相当額
	(4) 入社日から90日以後の場合 …… 返金なし